

第 7 2 号議案

長崎市特定業務施設の移転又は拡充を促進するための固定資産税の課税免除に関する条例

目次	頁
1 地域再生法の一部を改正する法律について	1
2 条例制定の概要	2
3 関係法令（抜粋）	5

理財部・商工部

平成 30 年 6 月

1 地域再生法の一部を改正する法律について

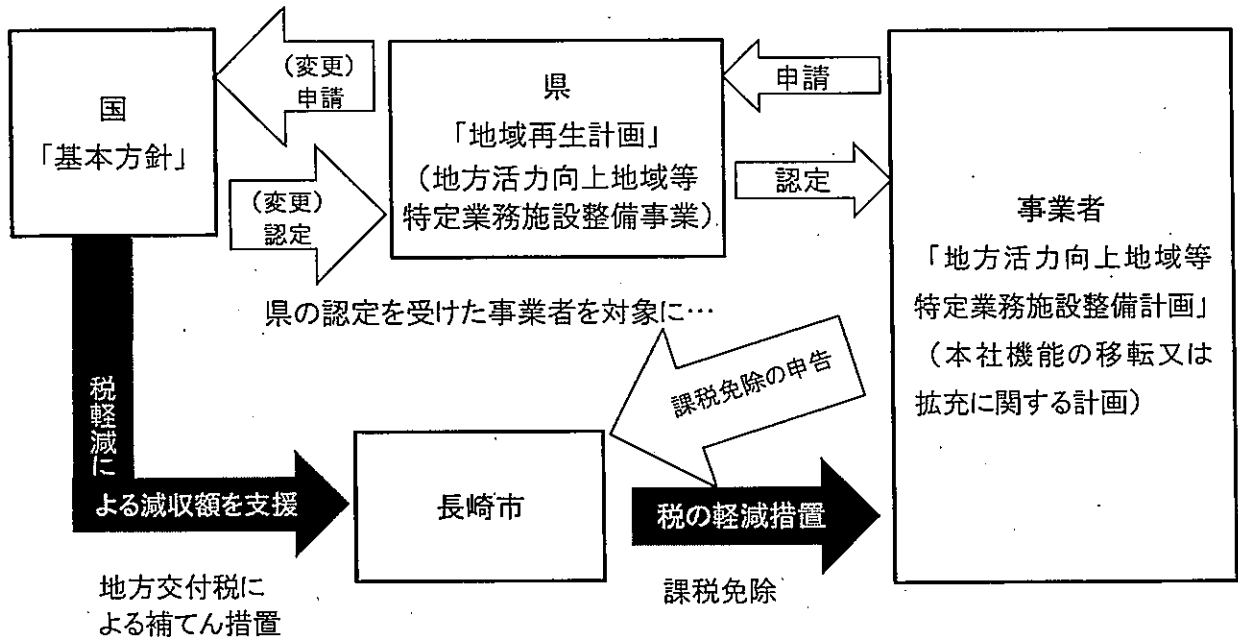
(1) 法改正の概要

地域の活力の再生を総合的かつ効果的に推進することを目的とする、地域再生法の一部が改正され、平成30年6月1日に施行された。

この中で、地方における企業拠点の強化を促進する特例措置が延長・拡充され、地方公共団体が事業者に対して固定資産税の不均一課税を行った場合の国による減収補てん措置に、移転型事業について、課税免除をした場合も減収補てん措置が講じられることとなった。

(2) 地方拠点強化税制の概要

安定した良質な雇用の創出を通じて、地方への新たな人の流れを生み出すことを目指し、※地方活力向上地域において、本社機能を有する施設を整備する事業を地域再生計画に位置付け、当該事業に関する計画について都道府県知事の認定を受けた事業者に対して、税の優遇などの支援措置を講ずるもの。



※地方活力向上地域： 首都圏、中部圏中心部、近畿圏中心部以外の地域であり、かつ、当該地域の活力の向上を図ることが特に必要な地域

2 条例制定の概要

(1) 条例を制定する理由

今回の法改正により、本市における本社機能の移転及び拡充による企業の拠点強化を促進し、本市経済の活性化及び雇用機会の創出を図るため、認定事業者が整備する施設の固定資産税（土地・家屋・償却資産）について、課税免除を実施し、税制面の支援を行うもの。

(2) 課税免除の概要

①支援措置の対象となる事業

事業区分	移転型	拡充型
事業内容	東京 23 区にある本社機能を地方活力向上地域又は※準地方活力向上地域に移転し、※特定業務施設を整備する事業	地方にある本社機能を拡充し、特定業務施設を整備する事業

※準地方活力向上地域： 中部圏中心部、近畿圏中心部

※特定業務施設： 「調査・企画部門」、「情報処理部門」、「研究開発部門」、「その他管理業務部門」のいずれかを有する事務所又は研究所、若しくは研修所であって重要な役割（本社機能）を担う事務所をいう

②課税免除の内容

対象税目	固定資産税(土地・家屋・償却資産)	
措置内容	移転型：課税免除 拡充型：課税免除	
対象要件	事業者	平成 27 年 11 月 27 日から平成 32 年 3 月 31 日までに、長崎県から地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた事業者
	資産	特定業務施設の用に供する家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地
	取得価額	計画の認定を受けた日以後 2 年間に、特定業務施設の用に供する減価償却資産の取得価額の合計額が次の要件のもの 中小企業者等 1,900 万円以上 その他の企業 3,800 万円以上
適用期間	3 年間	

(3) 国から地方公共団体へ地方交付税による減収補てん措置を行う場合の補てん率

	移転型		拡充型	
対象税目	固定資産税（3年間）		固定資産税（3年間）	
※補てん率	1年目	4/4	1年目	3/3
	2年目	3/4	2年目	2/3
	3年目	2/4	3年目	1/3
	減収補てん措置の対象 ・課税免除及び不均一課税		減収補てん措置の対象 ・不均一課税のみ	

※補てん率： 交付税の補てんの対象となる割合

(4) 税収試算（毎年1社1,900万円の資産を取得したと仮定）

①移転型（3年間課税免除）

（単位：千円） 約65万円減

	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	計	特例期間終了後 10年間の税収
H30取得分	▲206	▲171	▲143			▲520	523
H31取得分		▲206	▲171	▲143		▲520	523
H32取得分			▲206	▲171	▲143	▲520	523
合計	▲206	▲377	▲520	▲314	▲143	▲1,560	1,569
交付税措置(3/4)	154	250	303	149	53	909	/
市の負担額	▲52	▲127	▲217	▲165	▲90	▲651	

②拡充型（3年間課税免除）

（単位：千円） 約156万円減

	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	計	特例期間終了後 10年間の税収
H30取得分	▲206	▲171	▲143			▲520	523
H31取得分		▲206	▲171	▲143		▲520	523
H32取得分			▲206	▲171	▲143	▲520	523
合計	▲206	▲377	▲520	▲314	▲143	▲1,560	1,569
交付税措置(3/4)	0	0	0	0	0	0	/
市の負担額	▲206	▲377	▲520	▲314	▲143	▲1,560	

(5) 条例の施行日

公布の日

ただし、この条例は平成32年3月31日限り、その効力を失う。

3 関係法令（抜粋）

○地域再生法

（目的）

第一条 この法律は、近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化に対応して、地方公共団体が行う自主的かつ自立的な取組による地域経済の活性化、地域における雇用機会の創出その他の地域の活力の再生（以下「地域再生」という。）を総合的かつ効果的に推進するため、その基本理念、政府による地域再生基本方針の策定、地方公共団体による地域再生計画の作成及びその内閣総理大臣による認定、当該認定を受けた地域再生計画に基づく事業に対する特別の措置並びに地域再生本部の設置について定め、もって個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第二条 地域再生の推進は、少子高齢化が進展し、人口の減少が続くとともに、産業構造が変化する中で、地域の活力の向上及び持続的発展を図る観点から、地域における創意工夫を生かしつつ、潤いのある豊かな生活環境を創造し、地域の住民が誇りと愛着を持つことのできる住みよい地域社会の実現を図ることを基本とし、地域における地理的及び自然的特性、文化的所産並びに多様な人材の創造力を最大限に活用した事業活動の活性化を図ることにより魅力ある就業の機会を創出するとともに、地域の特性に応じた経済基盤の強化及び快適で魅力ある生活環境の整備を総合的かつ効果的に行うことを旨として、行われなければならない。

（地域再生計画の認定）

第五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、地域再生基本方針に基づき、内閣府令で定めるところにより、地域再生を図るための計画（以下「地域再生計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2～3 省略

4 一～四 省略

五 次に掲げる地域において、本店又は主たる事務所その他の地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資するものとして内閣府令で定める業務施設（工場を除く。以下「特定業務施設」という。）を整備する事業（以下「地方活力向上地域等特定業務施設整備事業」という。）に関する事項

イ 地方活力向上地域（産業及び人口の過度の集中を防止する必要がある地域及びその周辺の地域であって政令で定めるもの（以下この号及び第十七条の二第一項第一号において「集中地域」という。）以外の地域であり、かつ、当該地域の活力の向上を図ることが特に必要な地域をいう。以下同じ。）

ロ 準地方活力向上地域（集中地域のうち、人口の過度の集中を是正する必要がある地域及びその周辺の地域であって政令で定めるもの以外の地域であり、かつ、当該地域の活力の向上を図ることが特に必要な地域をいう。以下同じ。）

4 六～十八 省略

(地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定等)

第十七条の二 都道府県が作成した地域再生計画(地方活力向上地域等特定業務施設整備事業が記載されたものに限る。)が第五条第十五項の認定を受けたときは、当該認定の日以後は、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業であって次に掲げるものを実施する個人事業者又は法人は、内閣府令で定めるところにより、当該地方活力向上地域等特定業務施設整備事業の実施に関する計画(以下この条において「地方活力向上地域特定等業務施設整備計画」という。)を作成し、当該地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が適当である旨の認定地方公共団体である都道府県の知事(以下この条において「認定都道府県知事」という。)の認定を申請することができる。

一 集中地域のうち特定業務施設の集積の程度が著しく高い地域として政令で定めるものから特定業務施設を認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域又は準地方活力向上地域に移転して整備する事業

二 認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域(産業基盤が整備されていることその他の内閣府令で定める要件に該当するものに限る。)において特定業務施設を整備する事業(前号に掲げるものを除く。)

2 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業の内容及び実施時期

二 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に係る特定業務施設において常時雇用する従業員の数その他従業員に関し内閣府令で定める事項

三 地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

3 認定都道府県知事は、第一項の規定による認定の申請があった場合において、その地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

一 認定地域再生計画に適合するものであること。

二 常時雇用する従業員の数が内閣府令で定める数以上であることその他従業員に関し内閣府令で定める要件に適合するものであること。

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

4 前項の認定を受けた事業者(以下「認定事業者」という。)は、当該認定を受けた地方活力向上地域等特定業務施設整備計画(以下「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」という。)の変更をしようとするときは、認定都道府県知事の認定を受けなければならない

い。

5 第三項の規定は、前項の認定について準用する。

6 認定都道府県知事は、認定事業者が認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（第四項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下同じ。）に従って地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

（認定事業者に対する地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置）

第十七条の六 地方税法第六条の規定により、総務省令で定める地方公共団体が、次に掲げる措置を講じた場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（事業税又は固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあっては、これらの措置がされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限る。）のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（これらの措置が総務省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

一 認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域又は準地方活力向上地域内において認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（第十七条の二第一項第一号に掲げる事業に係る部分に限る。）に従って特定業務施設を新設し、又は増設した認定事業者について、当該特定業務施設に係る事業に対する事業税、当該特定業務施設の用に供する建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくは当該特定業務施設の用に供する機械及び装置、建物若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税を課さないこと又はこれらの地方税に係る不均一の課税をすること。

二 認定地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（第十七条の二第一項第二号に掲げる事業に係る部分に限る。）に従って特定業務施設を新設し、又は増設した認定事業者について、当該特定業務施設の用に供する建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税又は当該特定業務施設の用に供する機械及び装置、建物若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税に係る不均一の課税をすること。

○地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令

(法第十七条の六に規定する総務省令で定める場合)

第二条 法第十七条の六に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目ごとに、それぞれ当該各号に定める場合とする。

一 事業税 公示日から平成三十二年三月三十一日までの間に、法第十七条の二第三項の規定に基づき、同条第一項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「特定業務施設整備計画」という。）の認定を受けた同条第四項に規定する認定事業者（同条第一項第一号に掲げる事業を実施する者に限る。）であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後二年を経過する日まで（同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、法第五条第四項第五号に規定する特定業務施設の用に供する減価償却資産（所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第六条第一号から第七号まで又は法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）第十三条第一号から第七号までに掲げるものに限る。）で取得価額の合計額が三千八百万円（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十条第八項第五号に規定する中小事業者、同法第四十二条の四第八項第六号に規定する中小企業者及び同法第六十八条の九第八項第五号に規定する中小連結法人にあつては千九百万円）以上のもの（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者について、当該特別償却設備の所在する都道府県が、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得又は収入金額（当該都道府県において課する事業税の課税標準額となるものをいう。）のうち当該特別償却設備に係るものとして計算した額に対して課する事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

二 不動産取得税 公示日から平成三十二年三月三十一日までの間に、法第十七条の二第三項の規定に基づき、特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第四項に規定する認定事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後二年を経過する日まで（同日までに同条第六項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特別償却設備を新設し、又は増設した者（以下「特別償却設備設置者」という。）について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税について課税

免除又は不均一課税をすることとしている場合

三 固定資産税 特別償却設備設置者について、当該特別償却設備である家屋又は構築物及び償却資産並びに当該家屋又は構築物の敷地である土地（公示日以後に取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

○地方税法

（公益等に因る課税免除及び不均一課税）

第6条 地方団体は、公益上その他の事由に因り課税を不相当とする場合においては、課税をしないことができる。

2 地方団体は、公益上その他の事由に因り必要がある場合においては、不均一の課税をすることができる。

○長崎市税条例

（固定資産税の税率）

第35条の2 固定資産税の税率は、100分の1.4とする。

○長崎市暴力団排除条例

（市の公共工事等における措置）

第12条 市は、公共工事その他の市の事務又は事業（以下「公共工事等」という。）の実施又は給付金（補助金その他の相当の反対給付を受けないものをいう。以下同じ。）の交付において、暴力団を利さないため、暴力団員又は暴力団関係者（長崎県暴力団排除条例（平成23年長崎県条例第47号）第16条に規定する社会的非難関係者をいう。以下同じ。）の公共工事等に係る契約（当該契約の下請け等に係る契約を含む。次条において同じ。）からの除外、給付金の交付の相手方からの除外その他の暴力団の排除のために必要な措置を講ずるものとする。